

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）

第1 趣旨

近年、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加しています。

また、近年のゲームソフトは、内容や表現が多様化してきており、青少年に与える影響への配慮が求められるようになってきています。

このような社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を図るため、次のとおり北海道青少年健全育成条例の改正を予定しています。

第2 改正の概要

1 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

(1) 改正の理由

青少年がだまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加していますが、現行法令では青少年に対して自画撮り画像を求める行為を禁止する規定がなく、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできていません。

このため、不当な手段等により青少年に対して自画撮り画像を求める行為を新たに罰則付きで規制するための改正を検討しています。

(2) 改正の内容

青少年に対し、次のいずれかの不当な手段等により児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいいます。）の提供を求める行為を罰則付きで禁止します。

- ① 18歳未満の青少年に対して、
 - ・拒まれたにも関わらず、更に求める。
 - ・威迫して求める。
 - ・欺いて求める。
 - ・困惑させて求める。
 - ・対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。
- ② 13歳未満の青少年に対して求める。

2 青少年の健全な育成を害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類[※]として適切に指定するための改正

(1) 改正の理由

青少年に深く浸透しているゲームソフトは、技術の進歩により極めて臨場感が高くなっており、青少年の健全な育成を害するおそれのある過度な描写を含むものも流通していることから、青少年への悪影響が懸念されるところです。

過度な描写を含むゲームソフトは、現行条例においても個別審査により有害図書類として指定することが可能となっていますが、ゲームソフトはその性質上内容の確認が難しく、個別に指定を行うことが困難です。

このため、青少年の健全な育成を害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類として次の(2)の方法で適切に指定し、図書類取扱業者による青少年への販売等を禁止するための改正を検討しています。

(2) 改正の内容

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不相当としたものを有害図書類とします。

※有害図書類～青少年の健全な育成のために有害と認められる図書類[※]をいい、図書類取扱業者は、これを青少年に販売、頒布、贈与、貸付け、閲覧、視聴、聴取又は交換をすることはできません。
また、有害図書類は他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

※図 書 類～書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいいます。

第3 今後のスケジュール

令和元年第3回北海道議会定例会へ条例案を提案する予定です。